

学生による学内・地域での活動支援制度

目的

学内のサークルや部活動以外に、学生生活を活性化する活動や地域社会への貢献をする活動を行う個人や団体に対し、これらの活動に伴う必要経費の支給によって経済的負担を低減させることにより、大学や地域社会における学生の主体的な取り組みを促す

対象活動・応募条件

学生による自発的な企画のうち、以下のいずれかにあてはまる活動

1. 学内における学生交流に貢献する公益的な企画に関するもの

※特定の部・サークルによる、部員・サークル勧誘を目的とする企画は除く

※交流は、下級生への生活相談・履修相談・研究紹介など、学生生活の助けとなる

公益性および必然性を伴うものとし、単なる学生間の交流企画は対象としない

※参加者が消費する飲食物やそれに伴う物品（BBQの紙皿や網等）は原則として参加者自身の負担とする

※どうしても飲食を伴う必要があり経費申請を行う場合は、申請書にその活動に飲食が必要である理由を明確に記載すること

2. 学外における地域社会に貢献する公益的な企画に関するもの

3. その他、学内や地域での活動を対象とした学生の自発的な企画であり、生活相談・履修相談・研究紹介などの必然性を伴う公益的な目的のもの

※単なる学生間の交流企画は対象としない

- 代表者が後援会会員であること
- 教職員の発案による企画に本学学生が参加するような活動は除く
- 地域の団体からの提案等による活動であっても、学生の活動経費の支給がないものは対象
- 同一または類似の団体による目的を同じくする活動については、一年度あたり2回までの支給とする

支援内容

予算規模	一件あたり上限2万円 年間10件程度（年間総額20万円、無くなり次第終了）
------	--

応募手続き

- 活動実施2週間前までに、指定の「計画書」様式に支援金受領者となる代表者名、活動目的、活動概要、必要経費案とその算出根拠を記入し、就職・生活支援課に提出する

事業完了後の義務

- 活動終了後一か月以内（3月中の活動の場合は3月末まで）に、A3サイズ1枚程度の活動内容・成果をまとめたポスターを作成し、就職・生活支援課を通じてアトリウムに掲示すること
- 領収書は原本を提出すること
- 高速代は領収書もしくは利用証明書を提出すること
- ガソリン代は出発前に満タンにした領収書および事業間、事業終了時の給油にかかる領収書を提出すること
事業間および事業終了時の領収書額のみを助成の対象とする
- 活動終了後一か月以内（3月中の活動の場合は3月末まで）に、指定の「報告・請求書」様式に領収書原本、代表者名義の通帳の写し（通帳見開き1ページ目、福井銀行推奨）を添付し、就職・生活支援課に提出すること

問い合わせ・申請書提出先

教育・学生支援部 就職・生活支援課 fpu-gakusei@fpu.ac.jp

支援対象となりうる活動例

- 事例 1

2年生以降別キャンパスへ行く学部の先輩が、永平寺キャンパス在学中の1年生を対象とした交流イベントを実行し、移動にかかった高速代・ガソリン代

- 事例 2

漁協や企業から食材の提供を受けてフードロスを考えるイベントをこども食堂で行った団体が、提供を受けた食材以外の経費

- 事例 3

読書好きな学生たちが、地域の人々や学校とビブリオバトルを企画・実行し、開催に使用したポスターおよび看板の作成代金

支援対象とならない活動例

- 事例 1

サークルによる勧誘を目的とした新入生交流活動にかかる飲食費

- 事例 2

授業の一環として行われる地域における活動の交通費

- 事例 3

研究室において教員主導の発案・企画における科学イベントの開催にかかる諸経費

